

指定基準自己点検シート（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	（TEL）		
記入責任者	（職名）	（氏名）	
人権擁護・虐待防止の担当者	（職名）	（氏名）	
感染対策担当者	（職名）	（氏名）	

利用者数 (人)※1	利用者数の内訳		サービス種別	平均利用者数 (人)※3
	在宅(人)	在宅以外 (人)※2		
			定期巡回サービス	
			随時対応サービス	
			随時訪問サービス	
			訪問看護サービス	

※1 指定基準自己点検シート提出月の利用登録者数を記載してください。

※2 自宅居住者以外は全て該当（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等）

※3 指定基準自己点検シート提出月の前月の1日当たりの平均利用者数を記載してください。

＜記載にあたっての留意事項＞

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をしてください。
なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

＜根拠法令＞

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- | | |
|------|--|
| 「法」 | → 介護保険法 |
| 「令」 | → 介護保険法施行令 |
| 「規則」 | → 介護保険法施行規則 |
| 「条例」 | → 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
I 人員基準					
1 従業者の員数	(1) 【オペレーター】 ①オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。）の員数は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。 ②1人以上は常勤となっていますか。	条例 第7条	☐	☐	☐
	(2) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（以下「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てていますか。		☐	☐	☐
	(3) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。		☐	☐	☐
	(4) 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。		☐	☐	☐
	(5) 【訪問看護サービスを行う看護師等】 ＜看護職員（保健師、看護師又は准看護師）＞ ①常勤換算方法で2.5以上となっていますか。 ②1人以上は常勤の保健師又は看護師（常勤看護師等）となっていますか。 ③看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、事業者との連携体制が確保されていますか。 ＜理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士＞ 実情に応じた適当数配置していますか。		☐	☐	☐
	(6) 看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（計画作成責任者）としていますか。		☐	☐	☐
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。 ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例 第8条	☐	☐	☐
II 設備基準					
1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。	条例 第9条	☐	☐	☐
	(2) 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		☐	☐	☐
	(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
Ⅲ 運営基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例第10条	☐	☐	☐
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第11条	☐	☐	☐
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第12条	☐	☐	☐
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第13条	☐	☐	☐
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		☐	☐	☐
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第14条	☐	☐	☐
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		☐	☐	☐
6 心身の状況等の把握	計画作成責任者による利用者の面接によるほか、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例第15条	☐	☐	☐
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第16条	☐	☐	☐
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第17条	☐	☐	☐
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第18条	☐	☐	☐
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第19条	☐	☐	☐
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第20条	☐	☐	☐
12 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例第21条	☐	☐	☐
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
13利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第22条	☐	☐	☐
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		☐	☐	☐
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外でサービスを提供し、それに要した交通費		☐	☐	☐
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第42条の2第9項 準用第41条第8項	☐	☐	☐
	(5) (4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第65条の5 準用第65条	☐	☐	☐
14保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第23条	☐	☐	☐
15指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	(1) 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。	条例第24条	☐	☐	☐
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
16指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条例第25条	☐	☐	☐
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。		☐	☐	☐
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。		☐	☐	☐
	(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。		☐	☐	☐
	(6) 特殊な看護等を行っていますか。		☐	☐	☐
	(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(8) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		☐	☐	☐
	(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	(10) 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。		☐	☐	☐
	(11) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
17主治の医師との関係	(1) 常勤看護師等は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。	条例第26条	☐	☐	☐
	(2) 訪問看護サービス提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けていますか。		☐	☐	☐
	(3) 主治医に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治医との密接な連携を図っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 医療機関が運営する場合には、代えることができる主治医の指示書、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書については診療記録に記載されていますか。		☐	☐	☐
18定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。	条例第27条	☐	☐	☐
	(2) ①計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。 ②サービスを提供する日時等について、居宅サービス計画に定められたサービスが提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定した場合、計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出していますか。		☐	☐	☐
	(3) 計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成していますか。		☐	☐	☐
	(4) 計画には、当該利用者の希望、心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。		☐	☐	☐
	(5) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、(4)の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、(6)に規定する利用者又はその家族に対する計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っていますか。		☐	☐	☐
	(6) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	(7) 計画を利用者に交付していますか。		☐	☐	☐
	(8) 計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
	(9) 計画の変更についても(1)～(7)に準じて行っていますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(10) 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。		☐	☐	☐
	(11) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。		☐	☐	☐
	(12) 医療機関が運営する場合には、代えることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書については診療記録に記載されていますか。		☐	☐	☐
19同居家族に対するサービス提供の禁止	従業者が、その同居の家族である利用者に対して、サービスの提供を行っていませんか。	条例第28条	☐	☐	☐
20利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例第29条	☐	☐	☐
21緊急時等の対応	(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第30条	☐	☐	☐
	(2) 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。		☐	☐	☐
22管理者等の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	条例第31条	☐	☐	☐
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		☐	☐	☐
	(3) 計画作成責任者は、サービスの利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。		☐	☐	☐
23運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ☐ 苦情処理に関する事項 ☐ 虐待防止に関する事項 ☐ その他運営に関する重要事項	条例第32条	☐	☐	☐
24勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例第33条	☐	☐	☐
	(2) 当該事業所の従業者によって、サービスを提供していますか。 ※ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を当該他の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
24-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第33条の2	☐	☐	☐
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
25衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	条例第34条	☐	☐	☐
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。		☐	☐	☐
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
26掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第35条	☐	☐	☐
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		☐	☐	☐
27秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例第36条	☐	☐	☐
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	(3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		☐	☐	☐
28広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第37条	☐	☐	☐
29居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第38条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
30 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例第39条	☐	☐	☐
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		☐	☐	☐
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		☐	☐	☐
31 地域との連携等	(1) ①サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される介護・医療連携推進会議(テレビ電話装置等を活用して行う場合は利用者等の同意を得ること。)を設置していますか。 ②介護・医療連携推進会議は、おおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	条例第40条	☐	☐	☐
	(2) 介護・医療連携推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		☐	☐	☐
	(3) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。		☐	☐	☐
	(4) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行っていますか。		☐	☐	☐
32 事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第41条	☐	☐	☐
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		☐	☐	☐
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		☐	☐	☐
32-2 虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。	条例第41条の2	☐	☐	☐
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		☐	☐	☐
33会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第42条	☐	☐	☐
34記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第43条	☐	☐	☐
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。		☐	☐	☐
35暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例第44条	☐	☐	☐